

◆法違反と制裁  
企業（法人または事業主）が犯罪などの法違反を犯した場合の制裁としては、行政刑罰（懲役、禁錮、罰金、拘留、科刑）のほか、秩序罰としての過料と、社会的制裁の機能を持つ企業名公表がある。企業名公表は、ブラック企業とのレッテルを貼られ、企業イメージが損なわれる。消費者の信頼を失い、従業員の採用活動に影響が出たりする。

労働関係法違反では厚生労働省が2016年当時、「過労死等ゼロ緊急対策」として、企業名公表制度を強化した。企業長時間労働、賃金不払いやなどで労働局から送致となった企業の名を厚労省のホームページに1年間掲載する。最近では、岐阜市が「客引き禁止条例」に違反したとして、指導・勧告に従わなかつた会社に過料を科し、住所、社名

止のため、行為者が法人代表者であつたり、法人や人の代理人、従業員であつたりする場合、その本人たる法人または事業主を同時に処罰する」とがあり、その規定を「両罰

# 匠プラザ21 経営法務大学

企業に対する刑事罰

および代表取締役の氏名をホームページと市役所の掲示板で公表した例がある。

**規定期**と呼んでいる。行為者が懲役・禁錮刑に処せられることがあつても、法人または事業主には、その性格上、罰金刑しかない。

法（122条）、廃棄物処理法（111条1項）、労働安全衛生法（32条）、公害犯罪処罰法（4条）、宅地建物取引業法（84条）、道路交通事故法（123条）などの特別法に置かれている。いずれも法人の代表者または事業主の責任が、推定されるような行為になつてゐる。労働安全衛生法の条文では「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事員が、その法人又は人の業務に関する限りして、第116条、第117条、第119条又は第126条の違反行為をしたとき

◆法人などの免責 05年のJR福知山線脱線事故（106人死）や、16年の軽井沢スキーバス転落事故（死15人・重軽傷26人）にあつては、大惨事を引き起させた。代表者ら幹部の刑事責任を追及する公判は、予見可能性を巡つて長期化していくところ、被害者や遺族が、いち早く企業の处罚が問え、罰規定を、それも、一般法の刑法に創設するよう求めている。確かに両罰規定があると、立件のハードルが下がるという利点はある。ところで両罰規定の趣旨に

を問われずに済む余地を残している。そうはいっても、免責を得るには「会社ぐるみ」でないことを、各般の証拠を挙げて、反駁（はんぱく）できない限り、容易なことではある。（弁護士・浦田益之）

関しては、最高裁はかねてから「行為者の選任・監督その他違反行為を防止するためには必要な注意を尽くさなければならぬ」とした業務上の過失の存在が推定されているとの立場（過失推定説）を取つており、法人が選任・監督を尽くした